

土地改良事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">土地改良事業補助金交付要綱</p> <p>〔沿革〕 昭和37年11月9日告示第891号、38年10月8日第962号、39年3月31日第261号、8月14日第813号、40年3月31日第359号、10月15日第1091号、41年4月1日第305号、42年4月18日第445号、44年8月26日第1104号、11月28日第1559号、45年8月14日第1203号、10月2日第1479号、46年9月13日第1261号、47年12月26日第1781号、48年5月29日第721号、51年3月16日第368号、53年1月26日第101号、54年12月28日第1840号、57年1月16日第62号、59年6月22日第535号、60年11月1日第1074号、61年3月31日第321号、62年10月30日第894号、63年1月16日第41号、平成元年3月31日第334号の2、2年11月30日第1036号、4年3月13日第251号、5年1月8日第7号、6年3月31日第328号、7年1月10日第1号、8月8日第705号、8年12月17日第1150号、9年10月14日第994号、12月26日第1270号、10年9月18日第829号、12年8月11日付け農建第595号、12年12月12日農建第485号、13年3月22日農建第708号、13年10月23日農建第392号、16年10月8日農建第365号、18年4月14日農建第34号改正、20年4月15日農建第41号、20年6月20日農建第141号改正、21年3月9日農建第501号改正、21年4月7日農建第17号改正、22年4月20日農建第42号改正、27年4月1日農建第528号改正、28年7月1日農建第163号改正</p> <p>土地改良事業補助金交付要綱を次のように定め、昭和34年度分の補助金から適用する。</p> <p>なお、岩手県土地改良事業補助金交付要綱（昭和32年岩手県告示第798号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。</p> <p>土地改良事業補助金交付要綱</p> <p>第1～第8〔略〕 前文（抄）〔略〕 附則〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">土地改良事業補助金交付要綱</p> <p>〔沿革〕 昭和37年11月9日告示第891号、38年10月8日第962号、39年3月31日第261号、8月14日第813号、40年3月31日第359号、10月15日第1091号、41年4月1日第305号、42年4月18日第445号、44年8月26日第1104号、11月28日第1559号、45年8月14日第1203号、10月2日第1479号、46年9月13日第1261号、47年12月26日第1781号、48年5月29日第721号、51年3月16日第368号、53年1月26日第101号、54年12月28日第1840号、57年1月16日第62号、59年6月22日第535号、60年11月1日第1074号、61年3月31日第321号、62年10月30日第894号、63年1月16日第41号、平成元年3月31日第334号の2、2年11月30日第1036号、4年3月13日第251号、5年1月8日第7号、6年3月31日第328号、7年1月10日第1号、8月8日第705号、8年12月17日第1150号、9年10月14日第994号、12月26日第1270号、10年9月18日第829号、12年8月11日付け農建第595号、12年12月12日農建第485号、13年3月22日農建第708号、13年10月23日農建第392号、16年10月8日農建第365号、18年4月14日農建第34号改正、20年4月15日農建第41号、20年6月20日農建第141号改正、21年3月9日農建第501号改正、21年4月7日農建第17号改正、22年4月20日農建第42号改正、27年4月1日農建第528号改正、28年7月1日農建第163号改正、<u>令和元年6月26日農建第68号改正</u></p> <p>土地改良事業補助金交付要綱を次のように定め、昭和34年度分の補助金から適用する。</p> <p>なお、岩手県土地改良事業補助金交付要綱（昭和32年岩手県告示第798号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。</p> <p>土地改良事業補助金交付要綱</p> <p>第1～第8〔略〕 前文（抄）〔略〕 附則〔略〕</p>

別表第1 (第2関係)

事業区分	事業種目	経費	補助額
〔略〕			
基幹水利 施設更新 支援対策 事業		土地改良区等が行う基幹水利施設更新支援対策事業であって、次に該当するものに要する経費 地域用水機能を有している農業水利施設について、地域用水機能を維持増進するため、地域用水機能増進計画を策定し、増進支援活動、増進活動、増進活動を補完する施設等の改修整備をする事業	当該経費の50パーセント(増進活動を補完する施設等の改修整備にあつては、60パーセント)に相当する額以内の額
〔略〕			

別表第2 (第8関係) 〔略〕

様式第1号～様式第9号 〔略〕

備考 改正部分は下線の部分である。

附則

この要綱は令和元年6月26日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

別表第1 (第2関係)

事業区分	事業種目	経費	補助額
〔略〕			
基幹水利 施設更新 支援対策 事業		土地改良区等が行う基幹水利施設更新支援対策事業であって、次に該当するものに要する経費 <u>1 地域用水機能を有している農業水利施設について、地域用水機能を維持増進するため、地域用水機能増進計画を策定し、増進支援活動、増進活動、増進活動を補完する施設等の改修整備をする事業</u> <u>2 土地改良区が管理する土地改良施設の資産評価に必要なデータの整理及び土地改良施設台帳の作成</u>	当該経費の50パーセント(増進活動を補完する施設等の改修整備にあつては、60パーセント)に相当する額以内の額 定額
〔略〕			

別表第2 (第8関係) 〔略〕

様式第1号～様式第9号 〔略〕